

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年4月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20230419	株式会社荒河観光（法人番号1190001004039）代表者小林真輝	三重県亀山市菅内町1450番地	亀山営業所	三重県亀山市菅内町字南野1450番地	文書警告（処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による）	道路運送法第29条	令和4年11月30日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)自動車事故報告書未届(道路運送法第29条)、(2)事業報告書及び輸送実績報告書未提出(道路運送法第94条第1項)	2	1